

広島県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務 所の所在地	事業所 の 名 称	事業所 の 所 在 地	指定年月日
有限会社コア	安芸郡府中町鶴江 一丁目二五番一〇 号	あんず薬局	安芸郡府中町鶴江 一丁目二五番一〇 号	平成三二年二 月一日